

令和 7 年国勢調査における調査区要図の作成業務に係る質問に対する回答

質問書（様式 7）により提出された質問について、次のとおり回答します。

No.	質 問	回 答
1	調査員用参考地図の作成にあたり、背景地図に最新のデジタル地図データ（宅名情報入り）を使用することとなっていますが、契約書を市の書式で締結する場合、別紙のような特記事項を綴じることは可能でしょうか。 （成果品のうち、受注者又は著作権者が従前から権利を有している部分「権利留保分」の著作権について）	可能です。 なお、調査区要図の作成に当たって、背景として用いるデジタル地図については、宅名情報を除いたものになります。

特記事項

福山市（以下「甲」という）及び株式会社●●（以下「乙」という）は、この契約を補完することを目的として、以下の事項に合意するものとします。

第1条（乙の責任）

1. 乙は、仕様書記載の成果品（以下「成果品」という）の検査合格日から6ヶ月以内に、仕様書と合致しない成果品の不具合（契約不適合）を甲から通知された場合、成果品を修正又は交換するものとします。但し、成果品に収録される情報と現状との不一致は不具合（契約不適合）ではないものとします。
2. 甲は、前項の修正又は交換ができない場合、この契約に基づき乙が甲より受領する金額（以下「委託費用」という）を上限として、成果品の受入検査合格日から6ヶ月以内に限り、甲が直接被った現実かつ通常の損害の賠償を乙に請求できるものとします。
3. 成果品に関する乙の責任は、検査不合格の場合の修補を除き、本条に規定されるものに限られるものとします。
4. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、乙は、成果品の翻案若しくは改変、他のデータ、プログラム若しくは機器との組み合わせ、又は甲の提示した条件若しくは甲の指示に起因する不具合については、何らの責任も負わないものとします。

第2条（権利等の帰属）

1. 成果品の所有権は、委託費用完済時に乙から甲に移転するものとし、その著作権その他の権利は乙が留保するものとします。
2. 甲は成果品を令和7年国勢調査の目的にのみ利用するものとします。
3. 甲は、成果品のうち調査区要図を前項の目的で複製、頒布等利用する場合を除き、成果品を複製するときは、別途乙と利用許諾契約を締結するものとします。

第3条（一般条項）

1. この契約及び本特記事項は、この契約及び本特記事項で規定する事項に関する甲乙間の合意の全てを規定したものとし、両当事者の書面による合意のない限り、他のいかなる契約条件にも優先するものとします。なお、この契約（仕様書を含む）と本特記事項の規定が抵触する場合には、本特記事項の規定を優先的に適用するものとします。
2. 甲乙間にこの契約及び本特記事項の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとします。

以 上